

# フランスにおける内部統制と リスク・マネジメントのフレームワーク

蟹 江 章

## 1. はじめに

2001年11月、アメリカのエネルギー企業であるエンロン社がニューヨーク連邦裁判所に連邦破産法第11条の適用を申請し、会社更生手続に入った。これをきっかけとして、ワールド・コム、タイコ・インターナショナル、グローバル・クロッシング、アデルフィアなどの有力企業による不正会計が次々と明らかになった。

こうした事態に対処するため、アメリカでは2002年7月にサーベインズ・オクスリー法(Sarbanes & Oxley Act; SOX法)が制定された。この法律は、企業のディスクロージャーの正確性と信頼性を向上させ、投資家を保護するために必要と考えられる様々な事項について規定するものである。中でも、財務ディスクロージャーの強化について定めた第4章にある、第404条「経営者による内部統制の評価」に大きな注目が集まった。これが、後にわが国を含むいくつかの国で制定されることになる、いわゆる「内部統制報告制度」のもとになったのである。

フランスでは、2002年にビベンディ・ユニバーサルやフランス・テレコムといった有力企業が相次いで経営危機に陥ったことで金融市場に混乱が生じ、また、コーポレート・ガバナンスが十分に機能していないという批判が起こった。これに対処するため、2003年8月に「金融安全法」(Loi de Sécurité Financière; LSF)が制定され、金融監督機関の現代化やコーポレート・ガバナンスの強化などが図られることとなったのである。

LSFの規制対象は多岐にわたるが、企業の財務情報の信頼性強化が重要な柱の1つとして位置づけられている。そのための具体的な方策として、内部統制報告制度が導入された。この制度はアメリカのSOX法第404条に着想を得ているものと推察されるが、そこにはフランス独自の考え方を見出すことができる。

本稿では、まず、フランスの内部統制報告制度について概観する。その上で、内部統制報告制度を円滑に運用するために設けられた内部統制およびリスク・マネジメントのフレームワークの内容、ならびに内部統制報告書に対する監査人の関わり方について考察し、フランスの内部統制報告制度の特徴を明らかにする。

## 2. 金融安全法(LSF)と内部統制報告制度

### (1) 金融安全法による内部統制報告制度制定の経緯

LSFは、2003年2月にフランス議会上院(Sénat)から法案の審議が始まった。この法案は全4編88条から構成されていたが、審議の過程で条文数が大幅に増加し、2003年8月1日の公布時には全4編140条となっている(表1)。

LSFは、商法典(Code de Commerce)、通貨金融法典(Code Monétaire et Financier)、保険法典(Code des Assurances)をはじめ、多数の法令に改正をもたらす法律である。こうした法律制定の背景として、①金融市場のグローバル化、②金融工学の発達、③金融市場機能の不全ならびに④会計情報の質に対する疑念という4

表1 金融安全法(LSF)の構成

第1編	監督機関の現代化(第1条～第49条)
第2編	預金者および保険契約者の安全(第50条～第97条)
第3編	法定会計監査の現代化および透明性(第98条～第139条)
第4編	海外県に関する規定(第140条)

点が指摘されている(Marini[2003])。

金融市場のグローバル化への対応としては、金融監督機関の現代化や投資の安全性および投資商品・サービスの競争に適合した規制が要求されるようになった。このため、証券取引委員会(COB)、金融市場評議会(CMF)および財務管理規律評議会(CDGF)という、3つの市場監督規制に関わる組織を一つに統合して、金融市場機構(Autorité des Marchés Financiers; AMF)が創設された。

AMFは金融市場の規制全般に関わる機関であるが、後に検討する内部統制報告制度においても重要な役割を果たすことになる。AMFは、上場会社が公表するコーポレート・ガバナンスおよび内部統制に関する情報に基づいて、毎年レポートを作成することを義務づけられている。また、内部統制およびリスク・マネジメントのフレームワーク設定においても、AMFが主導的な役割を担った。上場会社が作成した内部統制に関する情報は、AMFに提出され、AMFのデータベースを介して広く一般に公表されている。

会計情報の質に対する疑念を払拭するための方策の一環として、会計情報の監査主体で

ある会計監査役(commissaire aux comptes)の職業倫理と独立性の強化が図られた。LSFによって会計監査役高等評議会(Haut Conseil du Commissariat aux Comptes)が設けられ、会計監査役の職業組織である会計監査役協会(Compagnie Nationale des Commissaires aux Comptes; CNCC)と協力して、会計監査役の職業倫理や独立性の遵守状況の監視が図られることとなった。LSFには企業の経営内容の透明化とコーポレート・ガバナンスの強化を目的とする規定も盛り込まれており、これによって内部統制手続(procédures de contrôle interne)に関する情報の提供、いわゆる「内部統制報告制度」が創設されたのである。

LSFの原案では、内部統制報告制度の創設に関わる規定は、第76条に置かれていた。第76条は、取締役会ないし監査役会の職務を組織化するための方法および会社が設けている内部統制手続について、株主総会に提出する報告書の中で説明することを取締役会ないし監査役会の会長に求めるように、商法典の第225-37条および第225-68条の規定を改めることなどを定めていた(表2)。

これらの規定は、株主総会が取締役会ないし

表2 LSF 原案第76条

#### 第76条

##### I. 商法典の第225-37条に次の1項を補う:

《取締役会の会長は、取締役会の職務を組織化するために適用される方法および会社が設けている内部統制手続について、株主総会に提出する報告書の中で説明する。法第225-56条の規定にかかわらず、当該報告書は、さらに場合によっては、取締役会が業務執行責任者の権限に加える制限について記述する。》

##### II. 商法典の第225-68条に次の1項を補う:

《監査役会の会長は、監査役会の職務を組織化するために適用される方法および会社が設けている内部統制手続について、株主総会に提出する報告書の中で説明する。》

##### III. (省略)

監査役会の職務の方法およびプロセス、ならびに経営諸機関の権限の配分について知ることを可能にし、経営機関の役割と権限が株主によりよく理解され、結果として取締役等の責任意識を高めることに貢献するものであるとされている(LSF 原案理由書)。

この原案第76条は、2003年8月に公布されたLSFでは、取締役会会長等による内部統制手続についての説明に関する規定内容に変更を加えられることなく、第117条として盛り込まれることとなった。これにより、商法典の第225-37条および第225-68条が改正され、内部統制報告制度が創設されることとなったのである<sup>1)</sup>。

## (2) 内部統制報告制度の目的

LSFによる商法典の改正で、フランスのすべての株式会社(société anonyme)は、株主総会に対して内部統制手続に関する情報を提供するよう義務づけられた。当該情報は、株主総会に提出される取締役会の報告書に添付される取締役会会長報告書(Rapport du Président du Conseil d'Administration)、または執行役会の報告書に添付される監査役会会長報告書(Rapport du Président du Conseil de Surveillance)によって提供される。

この新しい制度は、2003年1月1日に始まる会計年度から遡って実施された。暦年を会計年度とするフランスの会社は、対応に準備期間をほとんど与えられなかったことになる。また、LSFは、内部統制の定義や具体的な整備・運用に関する規定を設けていなかったし、報告書において何を説明すべきかさえない具体的に示していなかった。このため、2003年についてはじめて公表された報告書の記述内容や表示方法な

どは、会社ごとに大きく異なったものとなり、内部統制手続の内容や整備状況などを会社間で比較することは非常に困難であったとされている(AMF[2005])。

LSFの制定には、アメリカのSOX法が影響していると考えられる。実際、議会上院の金融安全法案に関する委員会の報告書において、会計情報の質に対する不信に対してSOX法によってとられた対策の内容が検討されている(Marini[2003])。内部統制報告制度は、こうした文脈の中で設けられたものである。

SOX法は、1934年証券取引所法の一部を改正して、不特定多数の一般投資者を対象とする情報提供の環境を改善しようとするものである。すなわち、会計情報の作成・表示に係る内部統制を整備することによって、一般投資者が投資判断の材料として利用する財務情報の信頼性を高めようとしたのである。

このため、アメリカの制度では、内部統制そのものを説明する情報を提供するということより、財務情報の信頼性を確保するために、財務報告の作成プロセスに係る内部統制の有効性を評価することが重視されたのである。内部統制が有効であるか否かを判断するに際しては、内部統制の定義、目的、構造などの評価基準を定める必要がある。制度創設時に、アメリカには、トレッドウェイ委員会支援組織委員会によって設定され広く認知された内部統制のフレームワーク(以下、「COSO」)が存在していた。このフレームワークに基づいて、経営者に財務報告に係る内部統制の有効性の評価とその結果の報告をさせる仕組みが設けられたのである。

これに対して、LSFが設けた内部統制報告制度は、商法典の規定を改正し、現在株主によって構成される株主総会に対する情報提供の改善を意図したものである。法の論理として考えれば、フランスの制度における取締役会会長等による内部統制手続に関する説明情報は、特定の会社内において、株主が経営者の経営業務をモニタリングするための1つの手段として位置

1) フランスでは、会社の機関設計に際して、取締役会だけを置く一層式と監査役会と執行役会からなる二層式を選択することができる。商法典の第225-37条は一層式の会社における取締役会会長の、また、第225-68条は二層式会社の監査役会会長の義務について規定している。

づけられる。経営者の立場からは、自らの経営業務の遂行についての説明責任を果たすための一手段となる。この限りでは、内部統制手続に関する説明情報は、会社が整備・運用している内部統制手続の適否、ひいては取締役ないし執行役の受託責任の遂行状況を株主(総会)が適切に判断できるものであればよいのである。

内部統制の目的や構造(構成要素)は、内部統制に責任をもつ会社の機関が任意に決めればよい。また、それらについての説明内容および方法は、説明に責任を負う取締役会会長等が決定すればよいのである。当該情報は、特定の会社の内部における意思決定のための材料である。したがって、当該会社の内部統制手続の適否に関する判断材料を提供すれば十分であり、他の会社との比較可能性を確保することは、必ずしも要求されていないと考えられるのである。

ところが、LSFは、他方で通貨金融法典を改正し、上場会社のように一般から資金を調達している会社(société faisant appel public à l'épargne)に対して、内部統制手続などに関する情報をAMFが定める条件(表3)で公表することを要求している。同時に、AMFに対しては、毎年これらの情報に基づく報告書を作成するよう求めている(LSF第122条)。内部統制報告制度は、一義的には現在株主への提供情報の改善によってコーポレート・ガバナンスの強

化を図るものである。しかし、それだけにとどまらず、AMFという金融市場の監督規制機関を介して内部統制に関する情報を公表することにより、一般投資者に対して上場会社のコーポレート・ガバナンスの適否に関わる判断材料を提供しようとしているのである。

このように、内部統制手続に関する情報が金融市場における投資判断材料として位置づけられると、会社間における比較可能性の確保が重要な意味をもつようになる。コーポレート・ガバナンスの適否が企業価値の評価に影響するとすれば、一般投資者は、投資対象の選別のためにコーポレート・ガバナンスの適否についての比較可能な情報を要求するようになるからである。

フランスにおいて、内部統制の定義や目的、構成要素などについて定めたフレームワークが存在しないこと、また、内部統制手続について説明する報告書の記述内容、表示方法が統一されていないことによる会社間での比較可能性の欠如が、放置できない課題として浮かび上がってきた。この問題にフランスがどう対処したのかについては、次節以降で詳しく検討する。

なお、内部統制報告制度について規定する商法典の第225-37条と第225-68条は2005年7月に一部改正され、内部統制手続などについての説明を義務づけられる会社は、上場会社などの外部資金を調達している会社に限定された。

表3 AMFによる内部統制情報の公表条件(AMF[2004])

<p>一般的なケース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要求すれば誰でも無償で受け取れる形で印刷体を本店に備え置く</li> <li>・AMFならびに会社のWebサイトに掲載する</li> <li>・当該報告書の配備について市場に公告する</li> </ul> <p>参照書類(document de référence)<sup>2)</sup>を提出しているケース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2003年度に係る参照書類に内部統制手続などに関する情報ならびに会計監査役の報告書を含める</li> <li>・これらの情報はコーポレート・ガバナンスおよび内部統制に関する特別な章に記載されることが出来る</li> <li>・参照書類として年次報告書を登録している場合には、AMFが要求する情報を含んでいることを条件に、年次報告書の様式は任意とする</li> </ul>
---

2) “document de référence”は、会社の組織、活動、リスク、財務状況と成果ならびに将来の見通しなどを記載した書類で、ユーロネクスト・パリに上場しているすべての会社がAMFの規則にしたが

って作成することができる。ユーロネクスト・パリに上場しているフランス企業の半数以上が毎年作成している(AMFの“document de référence”の作成に関するQ&A, 2009年より)。

同条は2008年7月にも改正が行われ、内部統制手続に加えて、会社が設置しているリスク・マネジメント手続(procédures de gestion des risques)についての説明も求められることとなっている。また、この改正に際して、特に会計情報の作成および伝達に係る内部統制について詳細に述べるべきことが明示された。

これらの改正は、内部統制に関わる情報が、金融市場における一般投資者の投資意思決定とより一層緊密に結びつけられるようになっていることを窺わせるものである。

### (3) 内部統制報告書の記載内容

アメリカのSOX法に基づく内部統制報告制度では、財務情報の作成・表示に係る内部統制だけが対象とされている。財務報告に係る内部統制(internal control over financial reporting)について経営者自身が行った有効性の評価結果が、「財務報告に係る内部統制に関する経営者報告書」(以下、「内部統制報告書」)によって報

告される。内部統制報告書は、SEC規則にしたがって記載すべき事項が定められているため(表4)、これらの項目を網羅的に表示する形で作成される。

アメリカの内部統制報告書では、内部統制の構造や要素などについての具体的な記述や説明は行われず、構築に際して準拠した内部統制のフレームワークが示されているだけである。例えば、ボーイング(Boeing)社の2010年度の内部統制報告書によれば、経営者はCOSOに基づいて財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行い、当該内部統制は期末日現在で有効であると結論づけた旨が記載されている(表5)。

フランスの内部統制報告制度では、アメリカのように財務報告に係るものだけではなく、会社が設定するすべての内部統制手続が説明の対象となる。この制度が商法典の規定に基づくものであり、コーポレート・ガバナンスの強化を図るための道具として位置づけられているためである。どのような内部統制手続を設けるかは、

表4 SEC規則が求める経営者による内部統制報告書の記載事項

- |  |
|--|
| <p>①財務報告に係る適切な内部統制を構築し維持する経営者の責任についての記述</p> <p>②財務報告に係る内部統制の有効性評価を実施するために経営者が使用したフレームワークを識別するための記述</p> <p>③直近の会計年度末現在の財務報告に係る内部統制に対する経営者の有効性評価:これには、財務報告に係る内部統制が有効であるか否かの記述が含まれる。評価は、経営者によって識別された、財務報告に係る内部統制における重要な欠点(material weakness)の開示を含まなければならない。経営者は、財務報告に係る内部統制に1つでも重要な欠点がある場合には、財務報告に係る内部統制が有効であると結論づけることはできない。</p> <p>④年次報告書に含まれる財務諸表を監査した登録された会計事務所が、会社の財務報告に係る内部統制についての経営者の評価に対して証明報告書を発行した旨の記述</p> |
|--|

表5 ボーイング社の財務報告に係る内部統制に関する経営者報告書(2010年)

<p>われわれの経営者は、証券取引所法規則13a-15(f)に定められている財務報告に係る適切な内部統制を構築し維持する責任を負っている<sup>①</sup>。われわれの経営者は、トレッドウェイ委員会支援組織委員会によって設定された内部統制の統合的フレームワーク<sup>②</sup>に基づいて財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行った。内部統制の統合的フレームワークにしたがったこの評価に基づいて、われわれの経営者はわれわれの財務報告に係る内部統制は、2009年12月31日現在において有効である<sup>③</sup>と結論づけた。</p> <p>われわれの2009年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は、(中略)登録された独立会計事務所であるDeloitte &amp; Touche LLPによって監査された<sup>④</sup>。</p>
---

(注)文中の下線と○数字は便宜上筆者が追加したものである。○数字は表4の記載事項に対応している。

経営判断の範疇に属する問題である。商法典は、内部統制手続の具体的な内容については規定せず、会社が自らの判断で設けた内部統制手続についての説明を求めているだけである。

フランスではじめての内部統制報告書が作成されたとき、その作成指針となるものが何もなくはなかったわけではない。2003年12月に、フランス私企業協会(Association Française des Entreprises Privées; AFEP)とフランス企業連盟(Mouvement des Entreprises de France; MEDEF)が、内部統制報告書の作成に関する指針を公表しており(AFEP et MEDEF [2003])、この中で内部統制報告書の記載内容について言及されている(表6)。

表示に際しては、会計情報の作成・処理に係る内部統制手続にかかわる情報をできる限りまとめることが望ましいとされている。LSFが、特に会計・財務報告の作成および伝達に係る内部統制手続に関する報告に対して、会計監査役による所見(observation)の表明を求めていること(第120条)に対応したものである。

フランスの内部統制報告制度は、アメリカの制度とは異なり、内部統制の有効性に関する経営者による評価結果の報告を求めるものではない。取締役会会長等の報告書には、会社が設定している内部統制について、定義、目的、構成要素、運用などが具体的に記述されているのである(表7)<sup>3)</sup>。

表6 AFEP/MEDEFによる作成指針における内部統制報告書の記載内容

- ・内部統制手続に関する会社の目的
- ・設定されている内部統制手続の総合的記述
  - a)会社レベルでの内部統制手続の全般的編成  
内部統制が会社内でどのように編成され、統制活動を行っている様々な主体または組織間にどのような関係や相互作用があるかを明らかにする
  - b)会社によって設置されている内部統制手続についての総合的情報の表示  
会社の財産または成果に対して影響を及ぼし得る重要な要素に焦点を合わせる

表7 フランスの内部統制報告書における記載事項の例(LVMHグループ2007年)

- |                         |                     |
|-------------------------|---------------------|
| 1. 内部統制の定義(内部統制の限界を含む)  | 4. 内部統制の主体          |
| 2. 内部統制の範囲および形式化        | 5. 財務および会計情報に係る内部統制 |
| 3. 内部統制の構成要素            | ①組織                 |
| ①統制環境                   | ②会計および管理原則          |
| ②リスクの管理                 | ③連結プロセス             |
| ③統制活動、手続および文書化          | ④管理報告               |
| ④情報システムおよびコミュニケーションシステム | 6. 結論               |
| ⑤内部統制の監視                |                     |

- 3) 商法典の2008年改正を反映した内部統制報告書の記載事項の例としては、次のようなものがある(LVMHグループ2010年)。

- |                                 |
|---------------------------------|
| 1. 範囲および組織化と形式化の原則              |
| 2. リスク・マネジメントの一般原則              |
| ①定義および目的                        |
| ②リスク・マネジメントの組織および構成要素           |
| ③ERICA(全社的リスクおよび内部統制評価)システムの形式化 |
| ④リスク・マネジメントと内部統制の連係             |
| 3. 内部統制の一般原則                    |
| ①定義および目的                        |
| ②内部統制の構成要素                      |

- |                             |
|-----------------------------|
| ③内部統制の全般的環境                 |
| ④リスク管理                      |
| ⑤統制活動、手続および文書化              |
| ⑥情報および伝達システム                |
| ⑦内部統制システムの継続的モニタリング         |
| 4. リスク・マネジメントおよび内部統制の主体     |
| 5. 会計情報に係るリスク・マネジメントおよび内部統制 |
| ①組織                         |
| ②会計および管理の原則                 |
| ③連結プロセス                     |
| ④管理報告                       |
| 結論                          |

表7に示した記載事項はあくまでも1つの例に過ぎず、これがフランスの内部統制報告書の典型あるいは標準ということではない。内部統制の具体的な中身や整備・運用に関する取締役会会長等による説明が重視されているため、報告書は標準的な文言によって構成される様式とはなりにくく、記載事項は会社の実情に応じて異なる。また、記載の方法も記述的となっている。フランスにおける内部統制報告書には「ひな形」としての標準様式は存在しない。それぞれの会社が、自ら設定している内部統制について最もよく説明できる内容と様式を採用しなければならないのである。

なお、AMFは2004年1月23日付けのコミュニケーションで、会社が設定している内部統制手続の記述とは別に、上場会社等に対して内部統制の妥当性や有効性を評価できるようにすることを求めると述べている。AMFが毎年行っている調査によれば、内部統制の有効性評価の結果に言及する会社が徐々に増えているようである。ただし、会社が設定している内部統制手続の内容を具体的に説明するという、フランスの内部統制報告制度の目的が変わったわけではなく、報告書の様式や記載事項にも大きな変化は見られない。あくまでも内部統制手続に関する説明の一環として、有効性評価の結果が記載されていると考えられるのである。

### 3. 内部統制のフレームワーク

ここまで、フランスにおける内部統制報告制度の目的や内部統制報告書の記載事項などについて、アメリカの制度との比較を交えながら検討してきた。LSFによって改正された商法典が、取締役会ないし監査役会の会長に対して、会社が設けている内部統制手続についてその具体的な内容や取組み・方針などを株主(総会)に説明するよう求めていることに鑑み、内部統制手続の報告という側面を中心に考察を行った。

内部統制手続は、経営者が経営目標を有効か

つ効率的に達成するために必要と考えて社内  
に設ける仕組みである。そもそも、どのような  
内部統制手続を設定するかは会社が置かれてい  
る状況に依存し、その決定は経営判断に属する  
問題である。内部統制手続の内容は、当該会社  
の経営者が経営責任を有効に果たすことを可能  
にし、コーポレート・ガバナンスを機能させる  
ために有効なものであれば、どのようなもので  
あってもよいはずである。内部統制手続を構築  
するためのフレームワークも経営者が決定し、  
これを含めて明確な説明がなされればよいので  
ある。

ところが、内部統制報告書が、金融市場にお  
いて一般投資者に対する内部統制手続に関する  
ディスクロージャー手段としての役割をも担っ  
ていることから、各社が任意に作成した報告書  
の比較可能性の欠如が問題となった。内部統制  
報告制度が制定された当時、フランスには広く  
認知された内部統制のフレームワークは存在し  
ていなかった。対象会社は、こうした状況下で  
十分な準備期間もなしに報告を求められたた  
め、COSOやAFEP/MEDEFなどの既存のフ  
レームワークを思い思いに参照する形で内部統  
制手続の内容を説明することになった。これが、  
内部統制報告書の比較を困難にしたのである。  
金融市場を監督し、上場会社の内部統制手  
続に関する年次報告書の作成を求められている  
AMFとしては、このような状態を放置するこ  
とはできなかった。

AMFは、2005年4月にワーキング・グル  
ープを設けて、内部統制報告制度の対象とな  
ったフランス企業のための内部統制フレームワ  
ークの設定を委託した。ワーキング・グル  
ープは、2006年5月に会社の内部統制プロ  
セス全体に係る一般原則を含むフレームワ  
ークを公表した。このフレームワークは、同  
年12月に会計情報に係る内部統制手続につ  
いての適用指針を追加して完成されたのであ  
る。

本節では、フランスの内部統制のフレームワ  
ーク(Le Dispositif de Contrôle Interne: Cadre

de Référence)のうち、一般原則を含むフレームワークを概観する。会計情報に係る内部統制手続の適用指針については、節を改めて検討する。

### (1) フレームワーク設定の方針

ワーキング・グループは、諸外国における「ベスト・プラクティス」、フランスの法令、コーポレート・ガバナンスに関する報告書における勧告ならびにEUの第4号、第7号および第8号指令の展開を考慮しながら、実践的なアプローチを重視してフレームワークを設定した。設定されたフレームワークは、あるべき内部統制の姿を演繹的に描いたものというよりは、諸外国ですで行われている実務や法令による規制への対処法などを帰納的に要約する形で内部統制の枠組みを提示したものと見ることができる。

ワーキング・グループは、特に、アメリカのCOSOとイギリスの『ターンバル・ガイダンス』(Turnbull guidance)<sup>4)</sup>の主要な要素を検討し、COSOの内部統制における5つの構成要素と、ターンバル・ガイダンスの全般的な精神(健全な実務を示すこと、環境変化に対処すること、会社の個別事情に適合すること)を取り入れた。

こうして設定されたフレームワークは一般的な原則を提示するものであり、会社への強制的な適用を意図したものではない。会社の取締役

会会長等の内部統制報告書の基礎となる概念に対して統一観を与え、投資者の理解を容易にするための道具となることを目指すものである。

### (2) 一般原則

一般原則では、①定義、②範囲、③構成要素、④主体ならびに⑤限界の5項目について記述されている。

#### ①内部統制の定義

内部統制とは、会社の責任で定められ設置される会社のシステムであると定義されている。それは、会社の諸活動の管理、経営の有効性ならびに経営資源の効率的な利用に寄与し、会社の様々なリスクを適切に考慮できるよう、会社の特性に適合した手段、行動、手続および行為を含むものである。そして、①法令等の遵守、②業務執行責任者の指示や方針の適用、③特に資産の保全のような会社の内部プロセスの健全な機能、ならびに④財務情報の信頼性の4点を保証することを目的とするものである。

もとより、内部統制は、会計・財務プロセスに係る手続に限定されるものではない。しかし、このフレームワークは金融市場の監督機関であるAMF主導で設定されたものである。また、会計情報に係る内部統制の適用指針に多くの部分が割かれている。これらの点を考えると、財務情報の信頼性を保証するための内部統制システムに特別な位置づけがなされていると見こともできる。それは、アメリカや日本などにおける内部統制報告制度の趣旨にも通ずるものである。

財務情報の信頼性は、組織の経営活動を正確に把握できる内部統制手続が設けられていなければ実現できない。職務分掌、諸機能の記述、内部会計統制システムを備えることによって、内部統制システムの質の確保が可能となるのである。

4) ターンバル・ガイダンス(Turnbull guidance)は、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会のワーキング・グループによって1999年9月に公表された『内部統制－統合規程に関する取締役のための手引』(Internal Control - Guidance for Directors on the Combined Code)の通称であり、Nigel Turnbullがワーキング・グループの座長を務めたことからこのように呼ばれている。「健全な内部統制システムの維持」「内部統制の有効性のレビュー」「取締役会の内部統制報告書」「内部監査」などについて解説されている。なお、KPMGからターンバル・ガイダンスに対する“A Practical Guide”が出されており、八田[2002]として翻訳・出版されている。



## ②内部統制の範囲

各会社が、その状況に適した内部統制システムを設ける責任を負っている。企業グループのレベルでは、親会社は、子会社に適切な内部統制システムが設けられているかどうか、親子会社間の関係に適合しているかどうかに留意する必要がある。

## ③内部統制の構成要素

フランスの内部統制のフレームワークは、上述の通り、アメリカのCOSOが提示した5つの構成要素(統制環境, リスクの評価, 統制活動, 情報と伝達, 監視活動) (COSO [1992], 鳥羽他[2001])を取り入れて設定されている。このフレームワークが設けられる以前に公表された内部統制報告書では、多くの会社がCOSOを採用していたことが、AMFの内部統制に関する年次報告書で明らかにされている。フランス独自のフレームワークの創設を目指すとしても、すでにCOSOがデファクト・スタンダード(de facto standard)化していることに鑑み、これを参照しながら構成要素を定めざるを得ない状況にあったと考えられる。

ただし、COSOが掲げる5つの構成要素がそのまま採用されているのではなく、表8に示すように、フランス独自の表現方法によって取り入れられている。COSOの場合と同様に、これ

らの構成要素は直接結びついており、すべての会社に必要なものではあるが、その実施は会社の特質や状況に依存することになる。

## ④内部統制の主体

内部統制は、会社の経営に関わりをもつすべての者が主体となって運用されるものである。フレームワークでは、取締役会または監査役会、経營業務執行責任者、内部監査(audit interne)、従業員があげられており、それぞれの果たすべき役割についての解説が付されている。

取締役会または監査役会の会長は、その報告書において内部統制について株主に説明する責任を負っている。経營業務執行責任者は、会社の状況や活動に最も適合する内部統制システムを定め、それを運用するとともにその状況を監督する責任を負う。

内部監査は、内部統制システムの運用状況を評価するとともに、監査対象領域において内部統制システムに対して改善提案を行う責任を負っている。従業員は、内部統制システムを構築、運用そして監督するために必要な知識と情報をもたなければならない。

## ⑤内部統制の限界

内部統制システムは、いかにうまく構想され

表8 内部統制の構成要素とCOSOの構成要素との対応

フランスのフレームワーク	COSO
責任についての明確な定義を含み、適切な資源と能力をもち、情報システム、操作手続または方法、道具ならびに適当な実務に支えられた組織	統制環境
知っていることが各自の責任遂行を可能にする適切で信頼できる内部での情報伝達	情報と伝達
会社の目標に関して識別された主要なリスクを調査、分析および処理するためのリスク管理のフレームワーク	リスクの評価
各プロセスに固有の問題点に適合し、目標の実現に悪影響を及ぼす可能性のあるリスクを制御するために必要な手段が取られていることを保証するために認識されている統制活動	統制活動
内部統制システムに対する継続的な監視ならびに運用の定期的な検査	監視活動

適用されたとしても、会社の目的達成に対する絶対的な担保とはなり得ない。内部統制の限界には様々な要因が関係しており、特に外部環境の不確実性や、関係する人間の過失などによって機能不全に陥ることなどを考慮する必要がある。また、内部統制システムの設定に際しては費用対効果の関係が考慮され、過大な費用負担を回避するために一定水準のリスクが許容されることになる。

フランスの内部統制システムに関する一般原則は、COSO やターンバル・ガイダンスを参考にしながら、フランスに固有の事情を考慮して規定されている。盛り込まれている要素は、COSO をはじめとするいくつかの内部統制フレームワークのそれと本質的に異なるものではないが、内部統制の有効性評価よりも、有効な内部統制システムの構築支援と内容説明を重視して構成されているのである。

#### 4. リスク・マネジメントのフレームワーク

2006年6月に改正されたEUの第4号指令および第7号指令は、上場会社等に対して、経営報告書にコーポレート・ガバナンスに関する記述を含むこと、そしてこの記述において、財務情報作成プロセスの枠内で会社の内部統制およびリスク・マネジメントについて個別に記載することを要求している。また、同じく2006年の5月に改正された第8号指令は、監査委員会(comité d'audit)の創設を規定している。

これらの指令の改正を受けて、フランスでは、2008年に改正内容を国内法に反映させるための法令が制定され、これによって商法典の一部改正ならびに内部統制システムのフレームワークの一部改訂が行われた。

商法典の改正により、取締役会または監査役会の会長は、株主総会に提出する報告書の中で、会社が設けている内部統制およびリスク・マネジメントの手続について、特に会計情報の作成

に係る手続を詳細に記載しながら説明することを求められることとなった。また、内部統制システムのフレームワークにおいては、内部統制の構成要素の1つとして示されていたリスク管理のフレームワークが、独立した項目として規定されることになったのである。

2010年6月に公表された新しいフレームワークは、序文のほか、リスク・マネジメントと内部統制の一般原則、一般原則に関する質問票ならびに会計情報に係るリスク・マネジメントおよび内部統制の手続についての適用指針から構成されている。内部統制に関する部分に実質的な変更はないため、本節では、新たに追加されたリスク・マネジメントに関する事項について概観する。

##### (1) リスク・マネジメントの一般原則

一般原則においては、リスク・マネジメントの①定義、②目的および③構成要素について記述されている。

##### ①リスク・マネジメントの定義

リスク・マネジメントは、会社のすべての構成員に関わり、会社の活動、プロセスならびに資産の全体をカバーするものである。そして、会社の責任の下で定義され実施される会社の動的なフレームワークであり、そこには経営者がリスクを会社にとって受容可能な水準に維持できるように、会社ごとの特徴に適合したすべての手段、行動、手続ならびに活動が含まれることになる。

なお、リスクとは、ある事象が突発し、その結果が会社の従業員、資産、環境、目標あるいはレピュテーションに影響を及ぼす確率を表している。

##### ②リスク・マネジメントの目的

リスク・マネジメントは、会社の価値、資産ならびに評判を創造し保護すること、目標の達成を促すために会社の意思決定ならびにそのプ

ロセスを安定させること、会社の活動と価値の首尾一貫性を確保すること、ならびに主要なリスクに共通するビジョンの周辺に会社の協力者を動員し、会社の活動に固有のリスクに注意を促すことを目的とする会社の経営管理ツールである。

### ③リスク・マネジメント・システムの構成要素

会社は、それぞれの特質に適合したリスク・マネジメント・システムを設置する必要があるが、それは、「組織的フレームワーク」「リスク管理プロセス」および「継続的モニタリング」という3つの要素を備える必要がある。

組織的フレームワークは、構成員の役割と責任を定め、手続、明確な基準ならびにシステムの首尾一貫性を確立する組織、会社の文化と首尾一貫したシステムの目標、共通言語、リスクの識別、分析及び処理のプロセス、会社が定める限界(リスクの選好)を形成するリスク管理政策、ならびにリスクに関する情報を社内に伝達することを可能にする情報システムを含む必要がある。

リスク管理プロセスとは、会社が置かれる内部及び外部環境を前提として、そこに存在するリスクの識別、分析ならびに処理という3つのステップを含むプロセスである。それぞれのステップは、表9に示す内容をもつ。

継続的モニタリングは、リスク・マネジメント・システムの継続的な改善を図るものであり、主要なリスクの識別と分析ならびに発生したリスクからの教訓を得ることを目的とする。

このフレームワークの内容は、内部統制の場合と同様、文字通りフレームワークを示すにとどまっている。リスク・マネジメントの具体的な中身は、経営者の責任の下で、会社ごとの事情に適合するように決定されるべきである。フレームワーク設定の目的は、リスク・マネジメント・システムを標準化することではなく、各会社が必要な仕組みを構築し、それを明瞭に説明するための枠組みを提供することにあると考えることができる。

リスク・マネジメント・システムは、もともと内部統制の構成要素の1つとして識別されていたものである。現代の企業経営におけるリスク・マネジメントの重要性に鑑み、独立した形で示すことが要求されることになったと考えられる。したがって、内部統制システムは、対処すべき主要なリスクを識別するためにリスク・マネジメント・システムを支援することになる。

他方、リスク・マネジメント・システムは、会社の主要なリスクを識別し、分析する。識別されたリスクが会社の定める許容限度を超える場合には、適切に対処する必要がある。このとき、会社の経営目標の達成を阻害する要因に対処するための手続は、内部統制において統制活動として設定されることになる。

このように、リスク・マネジメント・システムと内部統制システムは、経営管理において相互に補完的に機能することが期待されているのである。

表9 リスク管理プロセスを構成する3つのステップ

リスクの識別	目標の達成を脅かす主要なリスクを調査し中央に集めることを可能にする
リスクの分析	主要なリスクによる潜在的な結果(特に財務的、人的、法的あるいは評判に関わる結果)を調査し、それらの考えられる影響を評価する
リスクの処理	会社に最も適した行動計画の選択を可能にする

## 5. 会計情報に係るリスク・マネジメントと内部統制

フランスのリスク・マネジメントおよび内部統制のフレームワークには、公表会計情報の作成および伝達に関する内部統制およびリスク・マネジメントの手續に、内部統制およびリスク・マネジメントの一般原則を適用するための指針（以下、「適用指針」）が盛り込まれている。取締役会会長等が、株主総会に提出する報告書の中で特に会計情報の作成および伝達に係る手續について詳細な説明を求められていることに対応したものである。

フランスの内部統制報告制度では、前節までで見たように、会計情報に係るものも含めて、リスク・マネジメントおよび内部統制の内容を具体的に説明することが要請されている。アメリカや日本のように、経営者による内部統制の有効性の評価やその結果の報告を求めるものではない。したがって、適用指針も会計情報に係る内部統制を評価したり、評価結果を報告したりするための基準として位置づけられているわけではない。また、会計処理手續の規制を意図したものではなく、会社に対して適用が義務づけられるものでも、リスク・マネジメントおよび内部統制の構築に際して規範とされるべきものでもない。この適用指針は、経営者や取締役会などが、会計情報に係るリスク・マネジメントや内部統制を理解したり改善したりするための道具として位置づけられているのである。

この適用指針には、銀行や保険など一部の業種を除くすべての業種に適用できる原則および分析上のポイントが盛り込まれているが、あらゆるポイントが網羅されているわけではない。また、ここに示されているものがすべて適用できるわけではないし、すべてが表示されなければならないわけでも、何か欠けるものがあるればそれについて説明しなければならないというわけでもない。さらに、この適用指針の原則との違いが、必ずしもリスク・マネジメントや内部

統制の不備を意味するわけではないとされている。繰り返しになるが、この指針は、会計情報の作成に係る内部統制の評価基準というよりも、会計情報の作成に係るリスク・マネジメントおよび内部統制の理解や改善のための道具として位置づけられているのである。

会計情報の作成に係る内部統制の中心には会計プロセスがある。それは、経済取引を会計メカニズム（会計の言語およびルール）によって会計情報に変換するための統一的な諸活動の総体として把握され、会計記録の作成、決算および伝達という機能によって構成される。

適用指針は、こうした会計プロセスを①統制目標 (objectif de contrôle)、②会計組織のモニタリング (pilotage) プロセス、ならびに③公表会計情報の作成プロセス（さらに、会計記録および会計情報作成プロセスと決算および情報伝達プロセスに分けられる）の3つに分けて、それぞれのプロセスにおける原則および分析のポイントを示している。

①の統制目標としては、公認会計士が行う財務諸表の監査における一般監査要点に相当する事項が、会計処理プロセスと決算プロセスに分けて示されている。

②モニタリングプロセスは、会計方針、能力管理、経営者の目標達成ための制約のコントロール等を定め実施することを目的とするものである。モニタリングのポイントとして、職務の分掌が独立的コントロールの実施を可能にするように構想されているかどうか、ならびに契約において会社を代表し得る者および契約の種類に応じて要求される様々なレベルの承認手續が定められており、取引が正しく承認されたことを保証できるように記録に責任を負う者に知らされているかどうかあげられている。また、業務執行責任者および取締役会ないし監査役会の職務という括りの中で、具体的なモニタリングのチェックポイントが列挙されている。

③公表会計情報の作成プロセスについては、勘定科目ごとのチェックポイントが、記録・情

報作成プロセスの管理と決算プロセスの管理とに分けて具体的に示されている。

適用指針という性格上、具体的な事項が列挙されているが、これと会社が設置している内部統制ないしリスク・マネジメント・システムとを照合して、その有効性を評価したりましてや不備を指摘(公表)させたりしようというものではない。繰り返し述べているように、この適用指針は評価基準ではなく、システムの理解や改善のための道具として活用することを念頭に置いて設けられている。会社は、この指針を参考にしながらもこれに縛られることなく、それぞれの事情に適合し、信頼できる会計情報を作成・公表するためのシステムを設置・運用することを求められているのである。

## 6. 内部統制報告書の検証

### (1) 会計監査役 の職務

商法典は、会計監査役に対して、取締役会会長等が株主総会に提出する報告書のうち、会計情報の作成に係る内部統制およびリスク・マネジメントの手續に関する部分について所見を表明するよう求めている(第225-235条)。会計監査役協会(CNCC)は、職業的実施基準(norme d'exercice professionnel; NEP)を設けて、内部統制報告制度における会計監査役の職務や報告書の様式などに関する原則を定めている(NEP-9505)。

NEPによれば、会計監査役の職務は、内部統制手續そのものを評価することではなく、取締役会会長等の報告書に記載される、会計情報の作成に係る内部統制手續に関する情報の誠実性(sincérité)を評価することである(NEP-9505, §07)。検証が内部統制手續そのものではなくそれに関する言明(内部統制報告書)について行われるのは、わが国の内部統制監査と同じ構図である。ただし、言明の内容は、内部統制手續に関する評価結果ではなく、内部統制手續その

ものについての具体的な説明である。これは、本稿において繰り返し指摘してきた、フランスにおける内部統制報告制度の最大の特徴である。

内部統制報告書の検証を行うために、会計監査役は、内部統制報告書に記載されている情報のもとになっている、会計情報の作成に係る内部統制手續ならびに当該記載情報の作成作業を検討するとともに、それらに係る資料を調査する。また、検証に際して発見した内部統制手續の重要な問題点が、内部統制報告書に適切に記載されているかどうかを確認することを求められている(§07)。わが国における内部統制監査の場合と同様に、会計情報に係る内部統制手續の実態と、取締役会会長等による説明とが整合しているかどうかの検証が行われるのである。

会計監査役は、内部統制報告書の中に確認された事実と反する情報を発見した場合、あるいは内部統制報告書の情報が誠実でないかまたは不十分であると判断した場合には、取締役会会長等に必要な修正を求めることになる。これに対して納得できる修正が行われなければ、会計監査役は、内部統制報告書に対する報告書において必要な所見を述べなければならない(§08)。

会計監査役による所見は、会計情報の作成に係る内部統制手續に関する記載事項、内部統制報告書に記載されている情報の評価に必要な事項の欠如、会計監査役が検証の過程で発見した内部統制の重要な問題点の不記載について表明される(§08)。会計監査役は、所見を記載する場合には、会社の経営監督機関にその内容を知らせる必要がある(§09)。

### (2) 会計監査役 の報告書

内部統制報告書に対する会計監査役による検証結果を伝達するための報告書には、表10に示す事項が記載されなければならない(§12)。

表 10 会計監査役による内部統制報告書に対する報告書の記載事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標題</li> <li>・ 宛名</li> <li>・ 会計監査役の資格の確認，職務の目的，根拠法令，取締役会会長等の報告書の同定および対象期間の記述を含む導入パラグラフ</li> </ul>
<p>会計情報の作成に係る内部統制手続についての情報に関する区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検証手続が職業的实施基準にしたがって実施された旨の記述を含むパラグラフ</li> <li>・ 会計情報の作成に係る内部統制手続に関する取締役会会長等の報告書に含まれる情報に対して所見を表明するかまたは表明すべき所見がないことを示す形での結論</li> </ul>
<p>その他の情報に関する区分<sup>5)</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商法典第 225-37 条および第 225-68 条によって要求されているその他の情報に対する証明またはこれらの情報のうちのいくつかが欠けていることによる法令違反の指摘</li> <li>・ 報告書の日付</li> <li>・ 報告書への署名者の住所および同定</li> </ul>

以下に、この規定にもとづいて作成された会計監査役報告書の例を示す(表 11)。

表 11 会計情報に係る内部統制報告書に対する会計監査役報告書(LVHM グループ 2010 年)

<p>LVMH MOËT HENNESSY - LOUIS VUITTON社の取締役会会長報告書に対する商法典第225-235条に基づく会計監査役報告書</p> <p>株主 各位</p> <p>LVMH Moët Hennessy - Louis Vuitton社の会計監査役として、そして商法典第225-235条の規定を適用して、われわれは、商法典第225-37条の規定にしたがって御社の取締役会会長によって作成された、2010年12月31日に終了する会計期間に関わる報告書に対するわれわれの報告書を提出する。</p> <p>御社に設置された内部統制およびリスク・マネジメントの手続について説明し、特にコーポレート・ガバナンス・システムに関して商法典第225-37条によって要求されているその他の情報を提供する報告書を作成し、取締役会の承認を得るのは取締役会会長の責任である。</p> <p>われわれの責任は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務情報の作成に係る内部統制およびリスク・マネジメントの手続に関する取締役会会長の報告書に記載されている情報に対してわれわれの立場から表明する所見を伝達すること、ならびに</li> <li>・ 当該報告書が、商法典第225-37条が求めるその他の情報を含んでいることを証明することである。ただし、当該情報の誠実性を検証することはわれわれの責任ではない。</li> </ul> <p>われわれは、フランスで適用される職業的实施基準にしたがって業務を行った。</p>
---

5) 商法典第 225-37 条および第 225-68 条は、取締役会会長等の報告書に、内部統制およびリスク・マネジメントの手続に関する説明のほかに、取締役

会等の構成、業務の立案・編成条件などのコーポレート・ガバナンスに関する情報を記載することを求めている。

### 会計情報の作成に係る内部統制およびリスク・マネジメントの手續に関する情報

職業の実施基準は、取締役会会長報告書に記載されている会計情報の作成に係る内部統制およびリスク・マネジメントの手續に関する情報の誠実性を評価するために、われわれに正当な注意を払うことを要求している。

正当な注意は特に次の事項からなる：

- ・取締役会会長報告書に記載されている情報のもとなる会計情報の作成に係る内部統制およびリスク・マネジメントの手續および関係文書を調査すること
- ・当該情報を作成するために必要な手續および関係文書を調査すること
- ・われわれが検証作業に際して発見した会計情報の作成に係る内部統制およびリスク・マネジメントの重要な問題点が、取締役会会長報告書において適切に記載されているかどうかを確認すること。

われわれの業務に基づく結論として、商法典第 225-37 条の規定に基づいて作成された取締役会会長報告書に含まれる会計情報の作成に係る御社の内部統制およびリスク・マネジメントの手續に関する情報に対して表明すべき所見はない。

### その他の情報

われわれは、取締役会会長報告書が、商法典第 225-37 条によって要求されているその他の情報を含んでいることを証明する。

Neuilly-sur-Seine, 2011 年 2 月 16 日

会計監査役

DELOITTE & ASSOCIÉS

ERNST & YOUNG et Autres

Xxxxx xxxxx

Yyyyy yyyyy Zzzzz zzzzz

この報告書に記載されている内容からもわかるように、フランスの会計監査役による検証は、内部統制報告書の表示(記載内容)の適否に対する意見表明を目的とするものではない。財務諸表の監査やわが国の内部統制監査のように、検証手續によって入手した証拠に基づく推論によって形成された、総合的な意見の表明は行われないのである。会計監査役は、内部統制報告書の記載内容について不適切な点があれば、それを所見という形で報告書において直接かつ具体的に指摘するのである。

会計情報を作成するに際しては、一般に認められた会計基準に準拠する必要がある。会計情報の監査では、監査人は、会計情報が基準に準拠して作成されているかどうかを検証し、準拠しているか否かに応じて適正意見または不適正意見を表明するのである。

これに対して、会計情報を作成するためのシステムとしての内部統制手續については、そのあり方が法令や基準などによって固定的に定められているわけではない。適正な会計情報を作成するのに適した内部統制手續のあり方は、会社の置かれている状況に応じて異なると考えられる。フランスの内部統制報告制度では、取締役会会長等に会計情報に係る内部統制についての具体的な説明を求めた上で、会計監査役に対してその内容に不実記載がないかの検証を求めている。会計監査役は、不実記載が認められた場合にのみ、それを所見という形で指摘することになるのである。

フランスの会計監査役による内部統制報告書の検証は、その手續が上記の例に見られるように限定されていること、また、結論の伝達方式が「表明すべき所見はない」という消極的形式を

とっている点に特徴がある。実施すべき手続を限定せず、内部統制報告書の表示について積極的形式の意見表明を求めるわが国の内部統制監査とは異なる形がとられている。いずれも言明の存在を前提とする「保証業務」であると考えられるが、フランスの会計監査役の業務は、監査ではなくレビューに相当するものであるといふことができるのである<sup>6)</sup>。

## 7. むすびに代えて

フランスの内部統制報告制度は、商法典の規定に基づき、上場会社等の取締役会会長ないし監査役会会長に対して、会社が設定しているリスク・マネジメントおよび内部統制の手続についての説明を要求するものである。取締役会会長等によって作成される内部統制報告書の記載内容は、リスク・マネジメント・システムおよび内部統制についての文字通り論述的な説明である。内部統制の有効性についての経営者による評価結果だけが記載される、わが国やアメリカのそれとはやや趣を異にする。ここに、フランスの内部統制報告制度の1つの特徴を見出すことができるのである。

会社は経営状況に適合する内部統制を設置するため、それについて説明する内部統制報告書の記載内容は会社ごとに異なるものとなる。これが、会社間での比較を妨げているという指摘がなされた。特定の会社における経営責任の遂行状況を判断するためだけなら、必ずしも他社との比較を考慮する必要はないと考えられるが、フランスの内部統制報告書は、金融市場において一般投資者へのディスクロージャーの道具としても用いられている。このため、投資者

の意思決定の材料として、比較可能性の確保が求められているのである。

内部統制報告書の比較可能性を確保するため、AMFによって内部統制に関するフレームワークの設定が図られ、2007年に一般原則とこれを会計情報に係る内部統制に適用するための指針が公表された。また、2010年には、EU指令の改正を考慮してリスク・マネジメントに関わる原則などが追加され、現在のフレームワークが完成したのである。

こうして設定された内部統制のフレームワークは、すべての会社にそのままでの実施が義務づけられるものではない。それは、取締役等の内部統制やリスク・マネジメントについての理解を促し、適切なシステムの設定を支援するためのものである。したがって、これによって、すべての会社の内部統制やリスク・マネジメントの手続の内容が同じになるわけではなく、内部統制報告書の記載内容が標準化されるわけでもない。

内部統制やリスク・マネジメントの手続は、会社の経営目標の達成を実質的に支えるものでなければならない。何かの基準に準拠して形だけ整えても意味がない。どのようなシステムを設置するかは経営判断に属する問題であり、経営に責任を負う者がその内容を決定しなければならないのである。内部統制とリスク・マネジメントのフレームワークは、こうした判断を下す際に、1つの拠り所となるものである。

内部統制報告書の比較可能性を確保するために必要なことは、そこに記載される内容の統一や説明の対象である内部統制手続の標準化ではない。むしろ、内部統制手続がどのような考え方に基づいて設けられているかが明確になっていること、すなわち、内部統制のフレームワークが明確になっていることこそが重要である。そして、そのフレームワークが内部統制報告書の利用者にとって開かれており、フレームワーク相互間での比較参照が可能となっていなければならないのである。

会計監査役は、内部統制報告書によって提供

6) 商法典は、会計監査役は内部統制報告書に「所見を表明する」(présenter des observations)と規定しているのに対して、計算書類の監査については、会計監査役は会社の計算書類の正規性や誠実性などを「証明する」(certifier)と規定している(第823-9条)。こうした規定の違いから、会計監査役はそれぞれの職務において異なる役割を期待されていると考えることができる。



される情報の信頼性を内部統制のフレームワークに基づいて相対的に評価する。会計監査役は、記述的な説明情報の検討結果をいわゆる合理的(積極的)保証という形で伝達することは難しく、限定的(消極的)保証という形をとらざるを得ない。しかし、内部統制報告書の利用者は、フレームワークと報告書を自ら直接対照することができる。このため、レビューの水準に相当する保証水準が確保されていれば、記述的な説明情報の信頼性の保証としては十分である。

フランス企業の実情をよりよく反映するフランス独自のフレームワークが設定されたことで、利用者が自ら内部統制報告書の情報を評価することが可能となった。フランスの内部統制報告制度は、内部統制が有効であるという「経営者の認識」だけを伝達するのではなく、経営者の「会社経営への取り組み姿勢」を伝達できるという意味で、わが国やアメリカの制度とは異なる大きな特徴をもっているのである。

#### 付記

本稿は、平成23年度科学研究費補助金(基盤研究(C)、課題番号20530400)による研究成果の一部である。

#### 参考文献

AFEP et MEDEF [2003]: Association Française des Entreprises Privées et Mouvement des Entreprises de France, *L'Application des Dispositions de la Loi de Sécurité Financière concernant le Rapport du Président sur les Procédures de Contrôle Interne mises en place par la Société*, AFEP/MEDEF  
 AMF [2004]: Autorité des Marchés Financiers, « Gouvernement d'Entreprise et Contrôle Interne : Obligations de Publication des Émetteurs Faisant à Appel Public l'Épargne » *Revue Mensuelle de l'Autorité des Marchés Financiers*, No.1, AMF  
 AMF [2005]: Autorité des Marchés Financiers, « Les Procédures de Contrôle Interne vues par l'AMF » *Économie et Comptabilité*, No.230, IFEC, pp.5-6

AMF [2007]: Autorité des Marchés Financiers, *Le Dispositif de Contrôle Interne: Cadre de Référence*, AMF  
 AMF [2010]: Autorité des Marchés Financiers, *Les Dispositifs de Gestion des Risques et de Contrôle Interne: Cadre de Référence*, AMF  
 Bernard et al. [2006]: Frédéric BERNARD, Rémi GAYRAUD, Laurent ROUSSEAU, *Contrôle Interne*, Maxima  
 Cleary, Gottlieb, Steen & Hamilton [2003]: Cleary, Gottlieb, Steen & Hamilton, *The Sarbanes-Oxley Act: Analysis and Practice*, ASPEN Publishers  
 COSO [1992]: The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission, *Internal Control - Integrated Framework ; Framework*, COSO  
 (鳥羽他[2001]:鳥羽至英, 八田進二, 高田敏文(共訳)『内部統制の統合的枠組み(理論篇)』白桃書房)  
 COSO [2004]: The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission, *Enterprise Risk Management - Integrated Framework; Framework*, COSO  
 (八田[2006]:八田進二(監訳)『全社的リスクマネジメント(フレームワーク篇)』東洋経済新報社)  
 ICAEW [1999]: The Institute of Chartered Accountants in England & Wales, *Internal Control : Guidance for Directors on the Combined Code*, ICAEW  
 KPMG [1999]: KPMG, *Internal Control : A Practical Guide*, KPMG  
 (八田[2002]:八田進二(監訳)『企業価値向上の条件 ターンバル・ガイダンスーイギリスに見る内部管理態勢ガイドラインー』白桃書房)  
 Liberos [2005]: Christian LIBEROS, « Les Étapes du Contrôle Interne et la Mission du Commissaire aux Comptes » *Économie et Comptabilité*, No.230, IFEC, p.23  
 Marini [2003]: Philippe MARINI, *Rapport No.206*, Sénat  
 Nouchy [2005]: Muriel NOUCHY, « Les Contrôles à Effectuer par le Commissaire aux Comptes » *Écon-*

*omie et Comptabilité*, No.230, IFEC, pp.24-25

Raffarin [2003]: Jean-Pierre RAFFARIN, *Projet de Loi de Sécurité Financière*, Sénat

石田[2006]: 石田眞得(編著)『サーベンス・オクスレー法概説－エンロン事件から日本は何を学ぶのか』商事法務

奥山[2004]: 奥山裕之「フランスの金融安全法」『レフテレンス』(国立国会図書館) No.637, pp.63-82

蟹江[2005]: 蟹江章「財務報告に係る内部統制の評価及び監査における内部監査の役割」『月刊監査研究』(日本内部監査協会)31(12), pp.1-8

蟹江[2007]: 蟹江章「フランスにおける内部統制報告の現状と内部統制フレームワークの設定」『月刊監査研究』33(6), pp.18-22

八田[2009]: 八田進二(監訳)『内部統制システムモニタリングガイダンス』日本公認会計士協会出版局